

これだけは知っておきたい 連結納税制度Q&A

公認会計士・税理士 鈴木基史

Q5 連結決算制度と連結納税の関係は？

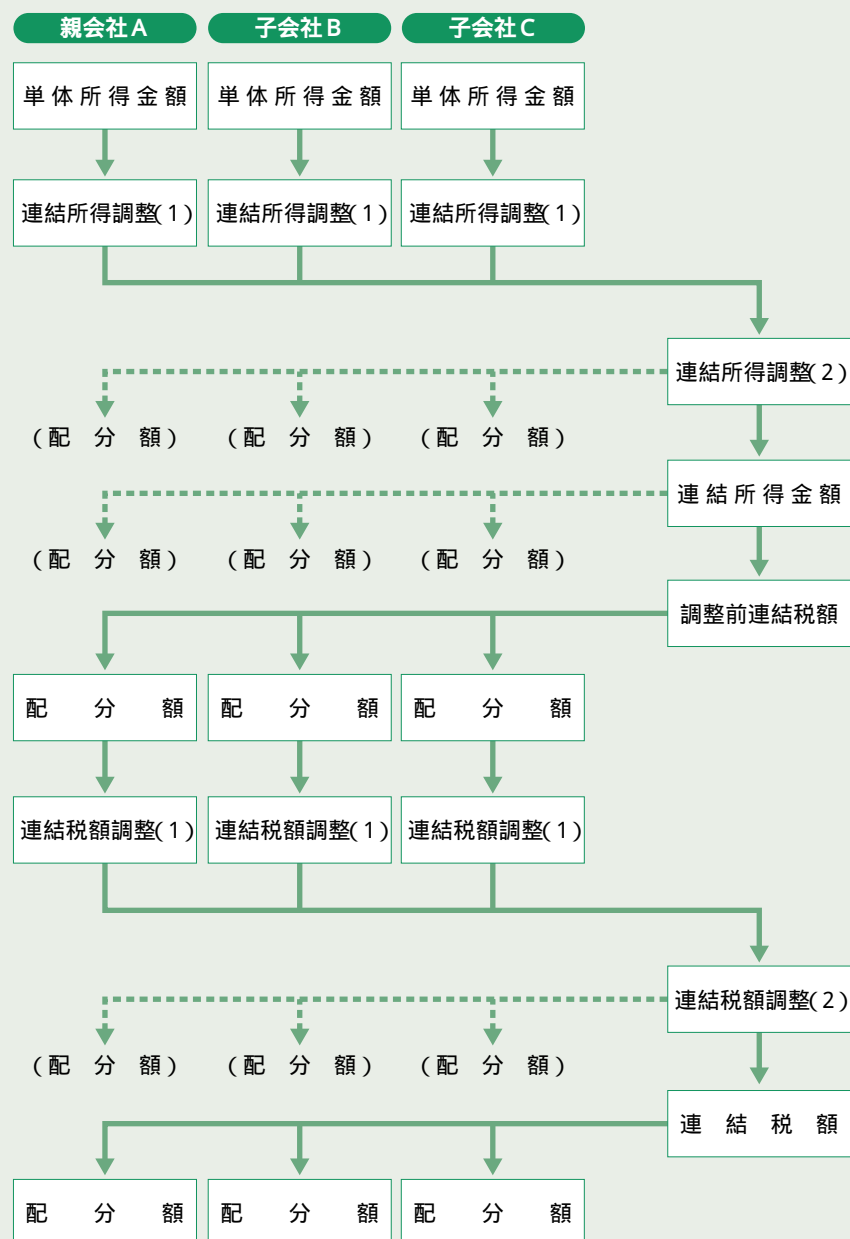
上場企業は証券取引法により連結決算が義務付けられています。企業グループを対象とする点は同じですが、両者はまったく異質の制度です。連結決算上の企業利益をベースに連結納税額を計算する、ということでは決してありません。

連結納税を行う上場企業は、連結決算とは別に一から連結所得を計算し、申告納税の手続をしなければなりません。また、非上場で連結決算をしない会社でも、連結納税をすることは可能です。

Q6 連結納税の計算はどうする？

連結納税制度では、単体所得の計算を連結計算の出発点とし、単体ベースと連結ベースの双方で連結所得と連結税額の調整が行われます。また、連結ベースでの調整額は常に単体レベルへ配分され、各社の帰属額が把握されるしくみになっています。

連結納税の計算の具体的な流れは次のとおりです。



単体所得金額の計算

グループ各社はそれぞれ単体申告の場合と同様、単体の申告書に基づく所得金額を計算します。

連結所得調整(1)

グループ内取引に関する譲渡損益の調整処理、グループ内貸倒引当金の調整など“単体ベース”での連結所得調整を行います。

連結所得調整(2)

連結グループ全体での寄付金や交際費の限度額計算など、“連結ベース”の連結所得調整を行います。この調整額はグループ各社に配分されます。

連結所得金額

単体・連結ベースの連結所得調整を経て連結所得金額が求められ、連結欠損金額があるときは翌期へ繰り越して控除されます。連結所得金額を各社に配分し、各社の帰属額が把握されます。

調整前連結税額

連結所得金額に税率をかけて調整前連結税額を算出し、グループ各社に配分します。

連結税額調整(1)

調整前連結税額に対し、租税特別措置による投資税額控除など単体ベースの連結税額調整を行います。

連結税額調整(2)

さらに、所得税額控除、外国税額控除、増加試験研究費の税額控除などの連結ベースの連結税額調整を行います。この調整額はグループ各社に配分されます。

連結税額

連結グループとして納付すべき連結税額が求められ、各社へ配分し帰属額が計算されます。